

# 多重債務で集団提訴

名地裁一宮 支部に28日 過払い分返還求め

名古屋市の愛知県一宮市法で定める法定金利を超えたなどの多重債務者延べ八十八人が、消費者金融十八社を相手に利息制限

二十八日に名古屋地裁一宮支部に起こす。弁護団によると、金利過払い分の返還を求めて消費者金融を集団提訴するのは、東海三県で初めて。

多重債務問題に取り組んでいる名古屋市や一宮市の弁護士十一人が弁護団を結成。それぞれが相談を受けている多重債務者を集めて原告団を組織する。集団提訴により、個別訴訟に比べて業者に対する発言力を強めることで、早期に完全支払いを迫ることができると見込んでいる。消費者金融に不当な利益をため込ませないために、集団提訴を続けるいきたい」と話している。

2004 4/22 中

# 過払い金返還求め提訴

## 一宮などの債務者54人 消費者金融相手取り

愛知県一宮市や名古屋などの多重債務者54人が28日、消費者金融17社を相手取り、法定利息を超えて返済したとして総額約6890万円の返還

を求める集団訴訟を、名古屋地裁一宮支部へ起こした。同様の集団提訴は東海3県では初。

訴えによると、原告らはそれぞれ消費者金融から借りた金を、出資法で貸金業登録業者に認められた高金利(利息制限法を上回るもので、現在は上限が年利29・2%)で返済したが、これらの

ケースは正当な登録用件を満たしておらず、法定金利(100万未満は10万円の上限は年利18%)以上の返済分は「過払い金に相当する」と主張。

差額の返還を求めている。消費者金融が持つ構造的な問題を指摘するために、原告らから相談を受けた弁護士13人が弁護団を結成し、多重債務者を集めて訴訟に踏み切った。弁護団の滝康暢弁護士は「過払い金があれば自己破産せずに済んだ人も大勢いる。今後も集団提訴を続け適正金利を実現したい」と話している。

【井上章】

(第3種郵便物認可)

2004. 4/28 (9)

読者 4/29 (朝)

## 法定利息超え返済 54人が集団提訴

名古屋市の愛知県一宮市などの多重債務者五十四人

が二十八日、消費者金融会社や信販会社計十七社を相手取り、法定利息を超えて返済した過払い金約6890万円の返還を求める訴訟を名古屋地裁一宮支部へ起こした。

訴状などによると、原告らは出資法の高金利(現在年利29・2%、二〇〇〇年六月一日までは40・004%で返済したが、業者側はこの金利が認められる法定要件を満たしておらず、利息制限法で認められた金利(10万円から100万未満の貸し付けで上限年利18%)を超す返済分は「過払い金に相当する」と主張している。

過払い金を求める集団提訴は東海地方で初めて。弁護団の滝康暢弁護士は「集団で提訴することにより、貸金業者に早期全額支払いを迫り、一刻も早く多重債務者の負担を軽減させたい」と語っている。